

# 会計年度任用職員（障がい者就労支援専門員）採用選考案内

令和8年1月28日  
渋谷区

## 1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、一会计年度内を任期として任用される非常勤の地方公務員（一般職）です。

## 2 募集職名・職務内容

### （1）職名

障がい者就労支援専門員

### （2）職務内容

- ①障がい者福祉課で勤務する障がいのある会計年度任用職員（以下「プレワーカー」という。）に対する就労支援全般
- ②プレワーカーの採用に関する事務
- ③プレワーカーに対する業務の指導・助言及び習熟度に応じた業務評価
- ④プレワーカーの業務スケジュールの設定及び管理
- ⑤渋谷区障害者職場実習に関する業務
- ⑥①～⑤に掲げるもののほか、障がい者福祉課長が必要と認める業務

## 3 採用予定数

1人

## 4 受験資格

次の（1）～（3）のいずれかに該当する人とする。

- （1）次の①～④のいずれかの事業において2年以上の実務経験を有する人
  - ①障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項に規定する障害者職業センター事業
  - ②障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第28条に規定する障害者就業・生活支援センター事業
  - ③区市町村が実施する障害者就労支援事業
  - ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する就労移行支援、就労継続支援又は就労定着支援に関する事業

- (2) 職場適用援助者（ジョブコーチ）養成研修を修了した人  
(3) 上記（1）、（2）と同程度の障がい者への就労支援の経験を有する人  
なお、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

**【参考】 地方公務員法第16条**

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

## 5 選考日程及び選考方法

<b>申込受付期間</b>	<b>令和8年1月28日(水)から2月10日(火)まで</b> <b>※郵送の場合は令和8年2月10日(火)必着</b>
<b>第一次選考</b>	<b>選考申込書による書類選考</b> 第一次選考の結果について、申込者全員へ通知します。
<b>第二次選考</b>	<b>個人面接</b> 第一次選考合格者を対象に実施します。面接日時は、対象者へ個別に通知します。
<b>合格発表</b>	令和8年3月上旬（予定）までに、第二次選考合格者へ通知します。

## 6 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※任用後、条件付採用期間があります。 ※公募によらない再度任用の制度があります。 ※採用日、任用期間は変更になる場合があります。
勤務日数	週3日勤務 ※月平均13日前後
勤務時間	午前9時から午後5時まで（うち休憩時間1時間） ※公務の必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。
勤務場所	原則として、渋谷区役所本庁舎2階の障がい者福祉課内とします。 ただし、勤務内容により区役所内の他階や、徒歩圏内の庁外職場で勤務する場合もあります。 渋谷区役所 福祉部 障がい者福祉課 〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号
休日	土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
報酬額	日給 13,860円（地域手当相当の報酬を含む） ※ただし、報酬額は選考案内公表時における予定であり、令和8年度の予算編成に関する議決を経て確定します。 ※給与改定があった場合は、その定めるところによります。
期末手当	6ヶ月以上の任期がある場合に支給します。 ※週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下の場合は支給されません。
諸手当	諸手当（地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給等）に相当する報酬を支給します。
費用弁償	通勤手当及び出張旅費を支給します。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等 ※任用期間、勤務日数等により取得要件や日数が異なります。
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
健康診断 厚生制度	一定の要件を満たした場合に、定期健康診断、渋谷区職員互助会加入の対象となります。
社会保険	一定の要件を満たした場合に、健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
労災保険	労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

## 7 合格者の取扱い

合格者は、令和8年度会計年度任用職員候補者となり、令和8年4月1日以降任用されます。

## 8 選考申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（縦4cm×横3cm）を貼付の上、下記の受付場所へ持参又は簡易書留により郵送してください。

※普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

※申込書は、渋谷区ホームページから印刷することができます。

受付期間	令和8年1月28日(水)から2月10日(火)まで ※郵送の場合は令和8年2月10日(火)必着
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで (土・日曜日、祝・休日を除く。)
受付場所 問合せ先	〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所 福祉部 障がい者福祉課 障がい者福祉施設係 電話番号 03-3780-9656

## 9 注意事項

- (1) この選考において提出された書類は、返却しません。
- (2) この選考において区が収集する個人情報は、選考及び任用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、任用者の個人情報は人事情報として使用します。
- (3) この選考及び合格者の決定については、令和8年度の予算成立を条件とします。